

2章.社会経済状況

2-1 社会経済の一般状況

2-1-1 人口

ガラパゴスにおける人口についての概観

ガラパゴスでは 1998 年に国勢調査が行われており、この統計資料が一番最新のものとなっている。この調査結果と、これまでの国勢調査をまとめると、ガラパゴスにおける人口の動向や特徴は、次の通りまとめることができる。

- ◆ ガラパゴスにおける人口は、1950 年から 1998 年にかけて(約 50 年間) 11 倍に増加した。特に、プエルト・アヨラでの人口増加が著しい。
- ◆ 1974 年から 1998 年にかけて(24 年間) 都市部の人口は 6 倍になり、農村部では 1.4 倍に増加した。
- ◆ 1990 年から 1998 年の 8 年間で、人口は 6,290 人増加し、この 8 年間のみの増加率 は 64.4%となっている。
- ◆ ガラパゴスの人口密度は、1平方キロメートル当り 2 人(2人/km²)で、女性の人口が全体の 45.9%を占める。
- ◆ 都市部(州都と郡都)に州人口の 86.7%が集中し(1998 年当時) 農村部に 13.3% の人口が存在する。都市部への人口の集中は、1974 年からの一貫した傾向であり、州 における人口の比率は、1974 年(58.4%) 1982 年(73.4%) 1990 年(81.9%) 1998 年(86.7%)となっている。
- ◆ ガラパゴスにおける都市部の人口のうち、プエルト・アヨラ町(サンタ・クルスの郡都)に約52%が居住し、プエルト・バケリソ・モレノ町(州都)に34%が居住している。(両町合わせると、州都市人口の85.3%を占める)。また、サンタ・クルス郡には州人口の57%が居住し、人口密度は5.1人/km²となっている。

1998年の国勢調査によれば、ガラパゴスにおける人口及び住居数(カントン(郡)別)は、次表の通りとなっている。

表 2-1、ガラパゴス、カントン(郡)別人口(男女別)と住居数(1998年)

	人口数			住	居 数	
郡名	男子	女 子	合 計(割合)	一戸建て	集合住宅	合 計
サン・クリストバル	2,945	2、546	5,491 (34.1%)	1,464	38	1,502
イサベラ	794	634	1,428 (8.9%)	437	15	452
サンタ・クルス	4,956	4,208	9,164 (57.0%)	2467	69	2,536
合 計	8、695	7,388	16,083 (100%)	4,368	122	4,490

出典: 1998年、国勢調査、統計局 (INEC: Institute Nacional de Estatistica y Censos)

また、同調査によれば、ガラパゴスに居住もしくは滞在する人口の滞在理由は、次表の 通り分析されている。

表 2-2、ガラパゴス(郡別) 定住人口の滞在理由(1998年)

ガラパゴス州に滞在する理由

郡名	仕 事	求 職	家 族	旅行	その他	合 計
サン・クリストバル	1,237	40	4,057	119	38	5,491
イサベラ	272	26	1,129	1	0	1,428
サンタ・クルス	2,829	148	5,453	652	82	9,164
合計	4,338	214	10,639	772	120	16,083

出典: 1998年、国勢調査、統計局 (INEC: Institute Nacional de Estatistica y Censos)

同様に、郡別の人口について、定住者(非旅行者)と短期滞在者(旅行者)の数(割合) は、以下の通り分析されている。

表 2-3、郡別人口の定住者(非旅行者)と短期滞在者(旅行者)の内訳(1998年)

	定	住 者	数	短り	朝 滞	在 数
郡名	男 子	女 子	合 計	男 子	女 子	合 計
サン・クリストバル	2,884	2,488	5,372	61	58	119
イサベラ	794	633	1,427	0	1	1
サンタ・クルス	4,649	3,863	8,512	307	345	652
合 計	8,327	6,984	15,311	368	404	772

出典:1998 年、国勢調査、統計局 (INEC: Institute Nacional de Estatistica y Censos)

人口については、1998年にガラパゴス特別法が施行され、州に居住するものは(1)恒常的居住者(定住者)(2)一時的居住者と、(3)観光客や短期滞在者、と法的に分類されることとなった。また、定住者の資格については、ガラパゴス特別法の第 II 編において規定されている。

2-1-2 ガラパゴスにおける産業の特徴

ガラパゴスの産業(生産活動)の主要なものとしては、観光業、水産業、農(牧)業を挙げることができる。ガラパゴス特別法第 IV 編においては、州の主要な産業として、漁業(第1章) 観光業(2章) 農牧業(3章) 手工業(4章)が取上げられており、同法第 VI 編では、それぞれの産業に対しての経済振興の方策が規定されている。これらの産業は、より細かい経済活動に分類することができるが、1998 年の国勢調査では詳細な経済活動分野の就労者数が明らかにされており、次表 2-4 の通りとなっている。

表 2-4、ガラパゴスにおける、郡別、分野別の経済活動人口*(定住者のみ)(1998年)

	郡	2		
経済活動分野	サン・クリストバル	イサベラ	サンタ・クルス	合 計
農物・林業	224	93	333	650
水産	141	113	115	369
製 造	61	15	239	315
建設	183	39	281	503
流 通・倉 庫	281	78	545	904
ホテル・食 堂	86	17	236	339
通 信・交 通	321	47	1088	1,456
金 融	13	0	40	53
行 政・国 防	513	92	275	880
教 育	154	36	201	391
社会サービス・保 健	55	9	50	114
その他の地域社会サービス	139	29	267	435
家事・家政婦	52	12	155	219
不明	52	14	189	255
上記以外の分野	66	5	108	179
合 計	2,341	599	4,122	7,062

出典: 1998年、国勢調査、統計局 (INEC: Institute Nacional de Estatistica y Censos)

注*:「経済活動人口」の定義は、「6 才以上」の者で、現在生産活動(就労)をしているか、国勢調査時は失業しているものの、以前働いた経験のある者。

この統計における経済活動分野によれば、1998 年時点で水産業に従事するの者の数は統計上は低く、全就労者数の約5%にとどまっている。

次に、ガラパゴスにおける主要な3つの産業について、より詳細な特徴を述べることと する。

(1) 観光業

観光業は、ガラパゴスの産業のうち、近年もっとも成長した産業である。この背景には、ガラパゴスの特異かつ固有な生物や生態系があり、世界中の観光地の中で「ガラパゴスの自然」は独占(モノポリー)状態となっている。これは、現在の入島税が外国人一人あたり 100 米ドルであり、他の世界中の国立公園と比べても入場税としては高額であり、しかもガラパゴス観光はコストが高いにもかかわらず、ガラパゴス諸島への観光客数が増加している事実などからも明らかである。

1979年よりのガラパゴス国立公園への観光者数は、次図2-1に示す通りとなっている。

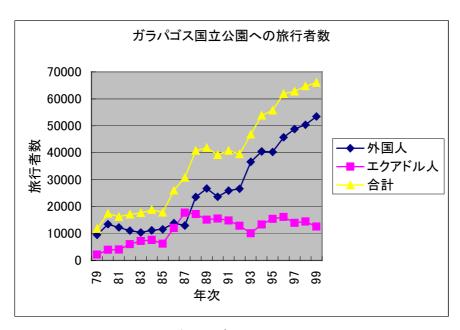


図 2-1、ガラパゴス国立公園への旅行者数

出典:Informe Galapagos(ガラパゴス年次報告書)1999~2000, Fundacion Natura, Quito, Eduador、2000

年9月.

原典:ガラパゴス国立公園局、統計・情報課

上図の、より詳細な数字として、近年(1995~99年)のガラパゴスへの観光客数を、参考の為に下表の通り報告しておく。数字からも明かなように、外国人旅行者数は増加の傾向にある。

表 2-5、ガラパゴス国立公園への観光者数 (1995~99年)

年度	エクアドル人	外国人	合計
1995	15,483	40,303	55,786
1996	16,113	45,782	61,895
1997	13,979	48,830	62,809
1998	14,440	50,351	64,791
1999	12.584	53.469	66.053

出典: Informe Galapagos(ガラパゴス年次報告書)1999~2000, Fundacion Natura, Quito, Eduador、2000年9月.

原典:ガラパゴス国立公園局、統計・情報課

ガラパゴス観光は、俗に言う「エコ・ツーリズム」に分類されるが、州観光協会、ナチュラリスト・ガイド、観光客、旅行会社などからの聞取りから、幾つかの特徴が浮かび上がった。以下、それぞれのテーマ別に現況をまとめる。

クルーズ船での観光

ガラパゴス観光の主流は、生態系や動植物の観察であり、クルーズ船で観光地まで移動

し、パンガ¹で上陸して自然を観察することを繰り返す。クルーズは3日、4日、8日²、15日、3週間から、最長5週間のコースがあるが、上陸地への人数制限と、クルーズのサイクルから、基本は8日間のクルーズとなっており、毎日どこかの船が出船している。費用は、クルーズのみで4日コース(一人当り)約1000ドル、8日コース約1800ドルが相場となっている。これらの観光客は、飛行機でバルトラに着くと、バルトラもしくは、観光の中心であるプエルト・アヨラ(港)から、すぐにクルーズ船に乗込む。したがって、観光コースとなっているプエルト・アヨラのチャールズ・ダーウィン研究所に上陸する以外は、クルーズ船の観光客と地元の人との接点はあまりない。

ガラパゴス観光の近年における傾向と変化

ガラパゴス観光はクルーズ船での自然観察が主流となっているが、その形態はこれまで進化してきたし、現在も進化しつつある。観光(マス・ツーリズム)の歴史としては、ガラパゴス観光の草分けで、老舗の旅行会社(メトロポリタン・ツアーリング)が1975年に観光業務を開始したのが始まりである。観光開発初期の頃は、どちらかと言うと「アドヴェンチャー・ツーリズム」と呼ばれ、不便を前提とした観光であった。例えば、観光客は漁船で島巡りをする場合もあり、そのような小さな船舶で航海や寝食する労苦も厭わなかった。最近の傾向としては、より快適な観光を求める形態になっている。具体的には、現在就航しているクルーズ船のほとんどは、温水・エアコン完備で、各船室ごとにバス・トイレが完備されたものとなっている。これらのクルーザー船の大半は16名~20名程度の定員のものであるが、大型のものとして、90名~100名乗りのクルーザーも5隻が就航している。

クルーズ船での観光の質の変化とは別に、最近では観光の目的自体も多様化し始めている。具体的には、スキューバ・ダイビングや、カヤッキング、サーフィン、バード・ウオッチング、そして乗馬などを目的としてガラパゴス諸島を訪れる観光客も増えている。特にスキューバ・ダイビングは、プエルト・アヨラにダイブ・ショップが 5 軒以上もあり、サンタ・クルス島北部スポットを中心に、ハンマー・ヘッド鮫の大群や、珍しい生態系などが売りものとなっている。観光協会での聞き取りでは、ガラパゴス諸島は、世界のダイブスポットの中でも、訪れてみたいスポットの 1 番なのだそうである。現在、観光会社が提供するサービスも競争の時代に入っており、今後ますます新しい観光のアトラクションが開発されていくものと思われる。

ガラパゴス観光とナチュラリスト・ガイド、その訓練

上陸しながら観光をする場合には、ナチュラリスト・ガイドの同行が絶対条件となっている。したがって、ガラパゴスの観光には多数のガイドが必要となるわけであるが、ガイ

¹ はしけ (小さなボート): Panga

² 例えば、月曜日から月曜日までのサイクル

ドのほとんどは、2つのガイド協会に籍を置いている。ガイドは、国立公園管理局により 認定され、言葉や学歴、経験や研修の有無により、3クラスに分けて格付けされる事になる。

国立公園局は、認定と同時にナチュラリスト・ガイド希望者(もしくはすでに資格をもっているもの)への養成研修や講習会を開催している。例えば、本年(2001年)10月15日から12月21日にかけて、第二十三回ガラパゴス国立公園ナチュラリスト・ガイド養成研修が行われることになっている。応募資格者は高卒ないしは、生物学、自然科学、観光、ホテル業、農学課程に在籍する大学生となっている。この養成研修で学ぶ内容は、ガラパゴス諸島における生態学・生物学・地理学・自然科学・環境などの基礎となっている。また、9月3日から9月28日までガラパゴス海洋保護区の観光(スキューバ・ダイビング)ガイドとなるための、潜水ガイド研修の実施が予定されている。これは観光客がスキューバ・ダイビングをする場合、ダイブマスター同伴の潜水が前提となっていることから、これらのサービスを提供できる技能者の育成を目的としている。

国立公園局の訓練・研修とは別に、ガイド協会も独自の研修を行っている。例えば、ナチュラリスト・ガイド協会(約 200 名のガイドが所属し、協会として最大のもの)は、第三回船上研修を9月22日~26日の日程でクルーザー船を使い行う。内容はガラパゴス諸島における人の歴史、エコ・ツーリズム、イサベラ・プロジェクト、海洋保護区の管理と保護、INGALAの業務、SICGAL(ガラパゴス検疫システム)の重要性、その他を学ぶこととなっている。

日本からガラパゴス諸島への観光

現地調査中の日本人観光客、旅行会社の日本人職員等への聞取りを行った。その結果、日本からのガラパゴス諸島への観光は、次のようにまとめることができる。まず、日本からガラパゴスへのアクセスとしては、日本国内でガラパゴス(エクアドル)や南米を専門とする旅行会社で、期間や活動のオプションを選択し、航空券、ホテルなどをパッケージで契約する。この日本の旅行会社は、エクアドルの旅行会社と提携し、客にサービスを提供する。現地日本人エージェントによれば、日本からガラパゴスへの費用は(希望するオプションにより異なるが)、雑費も入れて大体 50 万円から 80 万円かかり、決して安い観光地ではない、とのことである。

日本の観光客を引きつける観光資源は主に2つあり、一つはクルーザーでの自然観察(上陸)であり、もう一つはスキューバ・ダイビングである。このうちスキューバ・ダイビングは、プエルト・アヨラ町のホテルに滞在し潜りに行くことになるが、日本人ダイバーにとって、ガラパゴスは紅海、ココ・アイランド(コスタリカ)、流氷ダイブ、タヒチなどの"通"が好むダイブ・スポットなのだそうである。実際に潜ったダイバーよりの聞取りによると、ダイバーの期待に違わず、かなりの確率でハンマー・ヘッド鮫が見られ、全体的に他では見られない珍しい海洋生物が見られたとのことである。

観光業の概況と諸島への移住

観光業は労働集約的な産業であり、また複数の産業が複合したものであるが、サービスの提供には多くの労働者を必要とする。ガラパゴス諸島での観光産業の発展に伴ない、新しい労働力が必要とされ、就職の機会を求めて本土よりの移住者が増え、諸島内における人口増加の一因となった。ガラパゴスの年次報告書によれば、観光の中心地のプエルト・アヨラ町では、ホテル、飲食店、交通、土産物屋など観光業関連産業に、就労人口の約3分の1が従事していると報告されている(Fundacion Natura, 2000)。

観光業に関係する民間の協会や組合としては、州観光協会(ホテル、レストラン、船舶などのオーナーが加盟) タクシー協会、ガイド協会(2協会) そして観光船協会などが存在している。これらの協会や組合は、国立公園保護のための委員会のメンバーともなっており、様々な形で、環境保全への取組みや観光開発に係わっている。

(2) 農牧業

ガラパゴス諸島における農牧業は、人間の住む 4 島の農牧業地区でおこなわれている。 農牧地域は、島の中でも高地にあるが、これは標高が高いほど雨量が多く、農業に適して ことが理由である(諸島内で、灌漑の施設はほとんどない)。基本的に、天水が農業の制限 要因であり、農業カレンダー(作物や時期)は、ガラパゴスの地元人の言う「夏」と「冬」 ³に分けられるが、北半球の常識的な「夏・冬」の感覚では理解できない気候である。

ベジャ・ビスタ村 (サンタ・クルス島) での、農民への聞取りから、農業活動は、次のような (大まかな) 農業カレンダーとしてまとめられる。

表 2-6、ベジャ・ビスタ村 (サンタ・クルス島)の農業カレンダー

月	1月 2月 3月 4月 5月	6月 7月 8月 9月 10月 11月	12月
季節	地元では「冬」と呼ばれる(雨	ガルア期「夏」(一応乾季)	「冬」
	季)		
気温	暑い(28~30)	涼しい(18 くらい)	
雨	スコールが、短く激しく降る	曇りがち。高地では雨がじとじと降る。	
風	南東、もしくは南の風	南東の貿易風が強く、乾燥している。	

³ 夏: verano、冬: invierno。

" 1					
作物	レタス(2~3 ヶ月)	メロン(4ヶ月)			
	キャベツ (2-3 ヶ月)	ユカ / キャッサバ(6 ヶ月~1.5 年)			
	トウモロコシ(3 ヶ月)	食用バナナ(9~12 ヶ月)			
	カリフラワー(4 ヶ月)	バナナ(9~12 ヶ月)			
	かぼちゃ(6ヶ月)	きゅうり(3~4ヶ月)			
	エンドウ豆 (40 日)	スイカ (3ヶ月)			
	シラントロ(4ヶ月)	トマト (3ヶ月)			
	赤カブ (0.5 ヶ月)	パイナップル (2年)			
	玉ねぎ (4ヶ月)	唐辛子(4 ヶ月)			
	じゃがいも(6ヶ月)				
	メジョコ(6ヶ月)				
	人参(4ヶ月)				
	ユカ / キャッサッバ (6 ヶ月~)				
その他	コーヒー、カカオ、みかん(マンダリン) グレープ・フルーツ、グアバ、レモン、				
	リモン・デ・マンダリーナ、グアヤバ(豆科木本)、アボガド、トマトの木				
家畜	牛(肉牛、乳牛) 豚、鶏、ガチ	- ョウ、など			

出典:ベジャ・ビスタ村(サンタ・クルス島)での農民への聞取りよりコンサルタント作成。 注:作物は播種の大まかな時期を表す。またカッコ内の数字は、収穫までのおおよその期間。

これらの作物、家畜のうち、諸島内で自給可能なものは「肉牛」のみであり、農業省州 事務所での聞取りによれば、諸島内で消費される食物の約 90%は本土 (グアヤキル)から の輸入により賄われているとのことである。

農牧業地区における土地利用については、次表の通りとなっている。

表 2-7、農牧地の土地利用 (1986年)

牧場	49%
作物	7%
果樹	2%
森林	2%
利用なし	40%

出典: Galapagos Report, 1996-1997, Fundacion Natura, ISBN: 9978 58-077-8

(3) 水産業

ガラパゴス諸島での産業のうち、直接天然資源を搾取しているのが水産業であり、海洋保護区の創設により、漁業と環境保全の取組みで、様々な軋轢が生じている。漁業は諸島内での主要な産業であり、現地での聞き取りでは、サン・クリストバルでは 70%の住民が漁業関係者(家族も含む)で、イサベラはほぼ 100%の住民が何らかの形で水産業に依存しているとのことである。主な魚種は、ナマコやイセエビなどの市場価値が高く輸出向けのものと、諸島内で消費される「白身の魚(ペスカ・ブランカ)」と呼ばれる、ぼら、ハタ、マグロ、タラ、カツオなどである。

以下、水産業に関して、テーマ別の現況を述べる。

漁業協同組合

ガラパゴス州には4つの漁業協同組合が存在し、サン・クリストバル島(プエルト・バケリソ・モレノ町)に2組織(コペサン: COPESAN とコペスプロマル: COPESPROMAR)、イサベラ島とサンタ・クルス島にそれぞれ1組織ずつ存在する。それぞれの漁業協同組合に登録された船舶や組合員の数は表2-8の通りとなっているが、これら登録したものだけが、ガラパゴス海洋保護区内で漁をすることが出来る4。海洋保護区の創設により、保全への取組みが推進・強化され、参加型管理委員会(JMP)が組織化され、漁獲量や操業(禁漁)時期などの規制が実施されている。ただし、ガラパゴス特別法(1998年制定)施行以前は厳格な規制は無かったため、規制に対する漁師からの反感も高い。2001年の操業時期は、ナマコは6月15日から8月11日までの約2ヶ月間、イセエビは9月から12月までの4ヶ月間となっている。また、捕獲規制として、ナマコは体長20cm以上が(乾燥時6cm以上)が捕獲の対象となっており、本年度の漁獲総量は400万匹となっている。これらの時期的規制により、標準的な漁民の年間の操業パターンは、ナマコ2ヶ月、イセエビ4ヶ月、その他の魚56ヶ月となっている6。また、市場価値の高いフカヒレは、ガラパゴス海洋保全区では全面禁漁となっている7。その他の、輸出品目としては、「うに」なども挙げられる。

表 2-8、州漁業協同組合の登録漁師と船舶の数(2001 年 8 月現在)

島名	サン・クリストバル8		サンタ・クルス	イサベラ9	合計
漁協の名称	COPESAN	Copespromar	Santa Cruz	Isabera ¹⁰	
登録船舶数	140	60	108	119	427
登録漁師数	320	103	203	207	833
合計	460	163	311	326	1260

出典:サン・クリストバルの漁業協同組合(COPESAN)での聞取りによる。

⁴ 他国からの違法操業は大きな問題となっており、主にペルー、コロンビア、コスタ・リカ国などからガラパゴス海洋保護区に操業に来るとのことであった。現地調査を行った時も、3 隻の外国籍の漁船が拿捕され、サン・クリストバル港に係留されていた。

⁵ハタ、マグロ(黄はだ、本マグロ)などの魚を捕獲しているが、これらの魚はほとんどが諸島内で消費されるとの事である。

⁶ これらの規制は、漁民代表も含めた JMP で決定されている。

⁷ 本土では、フカヒレは禁漁ではなく、したがってグアヤキルやマンタなどでは、フカヒレは売買いされている。それらのフカヒレのなかには、ガラパゴス海洋保護区で不法に捕られたものもあるとの事である。 8 サン・クリストバルの漁師は、船体の長さが 10~15m の漁船で 3 日かけてイサベラの漁場に行き、約一週間の操業の後、5 日かけてサン・クリストバルに帰って来るというパターンが一般的であり、海難事故も多いとの事である。

 $^{^9}$ 1992 年に創設され、最も古い魚組。ガラパゴス諸島で一番良い漁場を持ち、他の島の漁師もイサベラで操業する。昨年 11 月には漁業への規制に抵抗して、抗議行動を起こしている。(Economist エコノミスト、2000 年 11 月 25 日)

¹⁰ Horizontes de Isabera

漁業協同組合の課題

漁業協同組合での面談から、今後の課題として彼らが認識しているのは、仲買に依存している流通の改善、新しい市場開拓による商業化、集団の貯蔵庫の建設による交渉力の向上と品質管理、(売値)価格の安定と量の捕獲に依らない水産資源の管理、漁民への訓練や安全教育、漁業協同組合の組織・活動強化などである。基本的に乱獲は漁民自身のためにならないことを、漁組(民)は理解しており、したがって水産資源管理が将来にわたる持続可能な漁業には不可欠であると理解している。現状では漁業協同組合の組織力は弱く、何も実質的なことが出来ていないのが実情であるため、日本や他のドナーへの協力援助に対する期待は大きい。

水産業に関係する、環境保全への取組み

ガラパゴス特別法¹¹では、海洋保護区の保護のメカニズム作りが大きな柱となっており、また、「ガラパゴス海洋保護区の管理計画¹²(1999 年)」により、海洋保護区の管理計画が策定されている。また、これらの規則の運用や、具体的な活動の制限・権利については、参加型管理委員会(JMP: Junta de Manejo Participativo) ¹³での代表者全員の了解のもとに決定されている。

また、環境保全の重要な役割を占めている、ダーウィン研究所の2001年活動プランでは、5つの主要な戦略を打ち立ており、水産業に直接かかわるものは次の通りとなっている。 戦略1.「参加型」を基調とした管理システムの創出

- ◆ 法的、組織的枠組みを、天然資源の利用者の参加を持って創出すること
- ◆ 各ステークホルダーの代表者により、透明性、長期的な視野をふまえて、資源利用者 のキャパシティーを高めること
- ◆ 管理計画により被害を蒙るもの、国立公園管理局、参加型管理協議会(JMP) 管理体制の権力機構を含めた、参加型管理とエラルキーの強化

戦略 5.海洋保護区のモニタリングとコントロール

◆ 水産業や観光業の活動へ、科学的な根拠を適用し、規制を強化すること

最近のニュース:漁民の示威(デモ)行為とアシカの撲殺事件

最後に、最近のガラパゴスでの漁業に関する事件として、以下の2つを報告しておく。

◆ 漁師によるデモンストレーション (示威行為):

 $^{^{11}}$ ガラパゴス特別法、第 IV 編(ガラパゴス州の生産活動)、第 1 章は、漁業活動を規定しており、「伝統漁法」の操業許可、漁業活動の登記などの、「規制と権利」を明記している。この法律では、基本的に「伝統漁法(Pesca Artesanal)」のみが許可されており、登録に基づいた厳格な操業許可が特徴となっている(同法 39 条 ~ 44 条)。

 $^{^{12}}$ 官報 173 号、1999 年 4 月 20 日。管理計画の 6 章 3 節で「参加型管理協議会 (JMP)」を、8 章 1 節で、 伝統漁法の規則を規定している。

¹³ 海洋保護区管理計画(6章)では JMP の構成メンバーとして、「漁業組合」、「観光協会」、「ダーウィン研究所」、「公園管理局」と、「ガイド協会」の 5 者を定めている。

昨年(2000年)11月17日に、漁業協同組合員はダーウィン研究所のホアン・チャヴェス氏宅を襲撃し、事務所の焼討ち(コンピューターなどの破壊)を行った。幸い、チャヴェス氏はマングローグ林に逃げ、その後海軍に救出されたが、一時は身の危険さえあったという。事件の発端は最近の漁業(ナマコ)への漁獲規制に対する抗議行動であった。ナマコの採取について、前年の1999年には、操業が許可されている4ヶ月の間に、約500人の漁師が54トンのナマコを採取した(規制では50トン)と言う経緯がある。しかし、翌年(2000年)には漁師の数が急激に増えたこともあり、(操業が許可されている期間の半分に当る)約2ヶ月間で許可量を採取してしまった。このため、漁師が捕獲規制を緩和するように示威行為を行ったとの事である14。

◆ アシカの撲殺:

サン・クリストバルのプエルト・バケリソ・モレノ町から約6キロ離れた国立公園内で、15匹のアシカ(オスとメス)が撲殺され、オスは性器を切り取られていた。アシカの雄の性器は、精力剤として、主に東南、極東アジアにて需要があるそうであるが、漁民が言うには末端価格は800ドルになるのだそうである。サン・クリストバルの漁組(COPESAN)での面談では、漁師は容易に雄・雌の区別が出来、性器を取るのが目的ならば雌を殺す必要はないとのことである。したがって、この事件は、漁師の仕業ではないとの事である。未だ未解決で、誰が何の目的で行ったのか解決されていないミステリアスな事件となっている15。

2-1-3 その他の社会経済指標

エクアドル国では、大統領府に属する ODEPLAN (オデプラン:国家計画局)と、SIISE (エクアドル社会指標統合システム)が各種社会指標をまとめている。これらの指標は、国勢調査の結果などを基にしているが、この項ではガラパゴス州とエクアドル国全体の社会指標の対比から、ガラパゴス州がエクアドル国においてどのような位置にあるかを示すこととする。なお、上記 2 組織の指標の分析方法や範囲が微妙に異なる為、表のうち幾つかのセルは埋まっていない。

^{14 &}quot;Fishermen's Friends?"、Economist (エコノミスト) 2000 年 11 月 25 日、Vol. 357 号 Issue8198、ページ 102、ISSN0013-0613。

¹⁵ ニュース源、エル・コメルシオ新聞 (エクアドル) 2001年7月18日付。漁業協同組合 (COPESAN) による聞き取り。

表 2-9、各種社会・経済指標 (ガラパゴス州と、エクアドル全国)

セクター	単位	出典		自油	台 体		全 国	(エクア	ドル国)
指標	条件	年	サン・ク	イサベ	サン	ガラパ	農村部	都市部	平均
			リスト	ラ	タ・クル	ゴス州			
			バル		ス				
教育									
非識字率	%(15歳以上)		2,9	3,2	2,8	2,9	21,0	5,7	11,7
就学年数	年数		8,9	8,1	9,6	9,2	3, 9	8,4	6,7
就学率(小学	6~11 歳	国勢調査	95、7	90,0	94,8	94、7	84,5	93, 2	89、2
校)		1990年							
就学率(中高	12~17 歳		60,3	40,8	43,4	49,5	23, 1	58,8	43,3
学校)	40 04 45			0.0	0.0	0.7		45.0	40.0
就学率(大学)	18~24 歳		1,4	3,2	3,2	2,5	3,0	15,8	10,9
保健衛生	I		l				l		
乳幼児死亡率	‰ (千人中)	京劫 卸木	40、8	28,8	35,0	36,9	69, 1	40,5	53,2
乳幼児の予防	%(1歳以下)	国勢調査 1990 年				100,00			80,8
接種率	人口10万人	1990 +				10 5			0.0
エイズ罹患率	入口 10 万入 中					18,5			2,2
雇用									
総雇用率	%(全人口比)	1990年				48,6			34,5
住宅									
電気(配電率)						94、8			77、7
ゴミ収集サー	%(住居数)					84,2			43,2
ビス									
持家率		国勢調査				45,9			67,3
専用水洗トイ		四努嗣且 1990 年				66,9			49,1
レ	%(家庭数)	1000 —							
専用シャワー	70 (3N MESS)					53,6			39,3
調理用にガス						89,5			69、7
/電気を使用 調理に薪/炭						10,1			27,4
調理に新/版						10, 1			21,4
社会インフラ									
上水道完備率	%(全人口比)	1990年				0			78
下水道完備率	心(土入口ル)	1330 +				37,2	-		65
不平等と貧困			<u> </u>			31,2	I		0.5
絶対貧困指数	ODEPLAN	1990 •				2,4			21,5
資困指数	の算定方式。	1990 · 1995 年				19,6			60,6
		· ·		<u>∠</u>	ナカアハス		HCE (= /	ファビュルサイ	

出典: ODEPLAN (国家計画局、地域(自治体)別の分析がなされている)及び、SIISE (エクアドル社会指標統合システム、基本的には州と全国の対比をしている。)。両者の指標を基に、コンサルタント作成

原典:国勢調査(1990年)。

2-2 地域社会の推移と変化

2-2-1 人口増加

ガラパゴスにおける人口増加は、州内での出生によるものと、本土や海外からの移住(入植)によるものとの2通りに大別できる。ガラパゴス州では、1950年代より急激な人口増加が生じたが、この問題はガラパゴス諸島での環境保全を考えるにあたっての中心問題で

あると考えられている。

ガラパゴスにおける人口増加については、年次報告書を出版しているフンダシオン・ナトゥラがデータの分析をしており¹⁶、人口動態の特徴を、以下の通りにまとめている。

- ◆ ガラパゴスにおける人口増加率(年率)は、1950~62年:4.8%、1962~74年:4.5%、1974~82年:4.9%、1982~90年:5.9%、1990~98年:6.4%となっている。
- ◆ ガラパゴスの人口は、1950 年:1,346 人、1962 年:2,391 人であった¹⁷。(1974 年以降は表 2-11 を参照。)
- ◆ ガラパゴスの人口の約3分の2(65%)は、ガラパゴスで出生したものではなく、他地域からの入植者である。
- ◆ ガラパゴスの住民のうち約 40%は、特別法発効の 5 年以上前から居住している移住者であり(永久住民権を持ち) 5 年未満の移住者(一時的居住者)は、全体の約 25%である。特別法に定められている通り、1993 年以前と以後の入植者には、居住権に大きな差異がある。
- ◆ ガラパゴスにおける急激な人口増加は、移住人口によるところが大きい。
- ◆ 最近の移住者の特徴として、家族のサイズが小さいことがあげられる。

各カントン(郡)における、1982 年より 98 年までの人口増加(年平均)は、以下の通りまとめることができる。

表 2-10、人口増加の年率 (%)(1982~90年、90~98年)

カントン(郡)	1982 ~ 90	1990 ~ 98
サン・クリストバル	5.7	5.4
イサベラ	3.7	6.4
サンタ・クルス	6.7	7.0
	5.9	6.4

出典: Informe Galapagos(ガラパゴス年次報告書)1999~2000, Fundacion Natura, Quito, Eduador、2000年9月.

原典: 国勢調査 1982年、1990年、1998年。

これらの特徴のうち、州人口の構成(州出身者と他州よりの入植者)については、図 2-2 に示すとおりとなっている。

¹⁶ Dinamicas Migratorias y sus Efectos en el Uso de los Recursos Naturales, 2000, Fundacion Natura, The Nature Conservaancy (TNC), Quito, Eduador.及び、ガラパゴス年次報告書

¹⁷ Galapagos Report (ガラパゴス年次報告書) 1996~1997, Fundacion Natura, Quito, Eduador、ISBN: 9978 - 58 - 077 - 8。

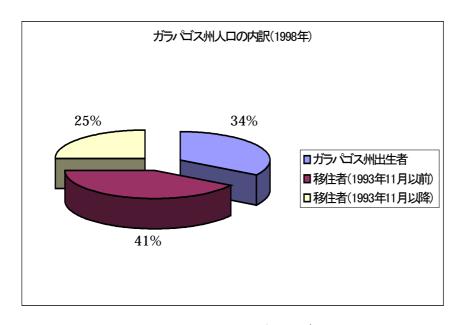


図 2-2、ガラパゴス人口の内訳

出典: Informe Galapagos(ガラパゴス年次報告書)1999~2000, Fundacion Natura, Quito, Eduador、2000年9月.

国勢調査のデータを、年毎に並べると、人口動態が明確になるが、統計的な推移を表 2-11 としてまとめた。

表 2-11、ガラパゴス、教区(パロキア)別人口の推移(1974年~1998年)

郡名	教 区	1974	1982	1990	1998
(カントン)	(パロキア)				
サン・クリスト	プエルト・バケリソ・モレノ	1,311	1,777	2,952	4,828
バル					
	エル・プログレソ				586
	イスラ・サンタ・マリア	703	600	547	77
	(フロレアナ)				
イサベラ	プエルト・ビジャミル	170	408	696	1281
	トマス・デ・ベルランガ	276	222	168	147
	(サント・トマス)				
サンタ・クルス	プエルト・アヨラ	900	2,390	4,294	7,836
	ベジャ・ヴィスタ	677	748	1,024	965
	サンタ・ロサ				363
合 計		4,078	6,201	9,785	16,083

出典: 国勢調査、1974年、1982年、1990年、1998年、統計局 (INEC: Institute Nacional de Estatistica y Censos)

また、人口の推移に伴う、分野別経済活動人口の推移は、次表 2-12 のようになっている。

表 2-12、ガラパゴスにおける経済活動人口の構造と、地域の特徴

地 域	ガラ	パゴス:	全州	サン・クリストハ゛ル	イサベラ	サンタ・クルス
年 次	1982	1990	1998	1998	1998	1998
農物・林業	15.8	12.8	10.3	11.2	17.2	8.8
水産	4.5	5.6	5.4	6.3	19.8	2.9
製造	4.7	4.7	4.5	2.7	2.3	6.2
建設	11.9	8.2	7.4	8.2	7.0	7.0
流 通(小売以外)	0.4	1.3	4.4	6.4	7.4	2.9
流 通(小売)	4.4	9.4	9.9	7.5	6.8	11.6
ホテル・レストラン	2.8	3.7	5.2	4.4	3.0	5.9
運輸・倉庫	10.4	15.4	21.0	13.7	7.4	26.9
通信	0.4	0.5	0.5	0.9	0.9	0.2
金融	0.9	1.4	2.2	1.4	0.0	2.9
公 共 行 政	19.5	17.1	13.0	23.0	16.3	6.9
その他の社会サービス	18.3	9.9	12.3	11.5	9.3	13.0
家事・家政婦	5.4	9.2	3.7	2.8	2.6	4.4
合 計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

出典: Dinamicas Migratorias y sus Efectos en el Uso de los Recursos Naturales, 2000, Fundacion Natura, The Nature Conservaancy (TNC), Quito, Eduador.

注:「経済活動人口」の定義は、6 才以上の者で、現在生産活動を(就労)しているか、国勢調査時は失業しているものの、以前働いた経験のある者。

人口増加の主な要因は、移住によることはすでに述べたが、本土からガラパゴスへ移住する要因としては、第一により良い生活を求めることがあげられる。これは、ガラパゴスは他地域に比べ、失業率が低く、生活指標も高いという現状に起因する。この背景には近年の観光業やサービス業¹⁸の振興があり、これらの産業は労働集約的であることから、移住人口を増加させた。ちなみに、サービス業での労働者の需要は、女性の方が男性に対してより高くなっていると報告されている(Fundacion Natura, 2000)。

2-3 産業や住民生活による自然環境への影響

2-3-1 産業による環境への影響

産業ごとの環境への影響は、次表 2-13 の通りまとめることが出来る。

¹⁸ ホテル産業、レストラン、運輸、土産物屋など。

表 2-13、産業別の環境への負の影響

産業	自然・社会環境への影響
	自然環境への影響
	◆ 船舶(クルーザー船)による、自然環境への汚染(オイル・スピル/油脂
観光業	汚染、廃油の不適切な処理、公開中の廃棄物の海上放出 / 投棄)
	◆ 車輌(タクシー)による廃油の不適切な処理
	◆ 観光人口の増加による、廃棄物・汚水の増大と自然への放流
	社会環境への影響
	◆ 観光客の負の文化的影響(アルコール、売春 男女、麻薬)
	◆ 車輌(タクシー)による騒音・交通事故
	◆ 大陸からの労働力の移住による、人口増加
	自然環境への影響
	◆ 特定の魚種(ナマコ・イセエビなど)の捕獲と、生態系バランスへの影響
水 産業	◆ 漁船による、自然環境への汚染(オイル・スピル/油脂汚染、廃油の不適
	切な処理、公開中の廃棄物の海上放出)
	◆ 操業時(延縄漁など)における、バイ・キャッチによるアシカなどの捕獲。
	社 会 環 境 へ の 影 響
	◆ 沿岸、海洋環境保全の取組みに対する、社会・政策的な軋轢
	自然環境への影響
	◆ 農薬、肥料等の環境への放出と汚染
農業	◆ 外来種の、農地より保護区への逃避と、自然保護区での繁殖
	◆ 都市部への人口移動と、農地の荒廃(外来種の保護区内での繁殖)
	社会環境への影響
	◆ 農地が宅地として分割され、住居が建設されている

出典:コンサルタントの分析による。

2-3-2 人口増加に伴う環境保全への影響

ガラパゴス諸島においては、1950 年代よりの人口増加率が高いことは 2-2-1 項で記述した通りであるが、急激な人口増加の環境への影響は、表 2-13 の「産業別の環境への負の影響」に加え、以下の通りにまとめられる。

(1) 自然環境への影響

- ★ 汚水処理(セプティック・タンク)による地下水脈や水源汚染。
- ◆ 海岸や内陸での採砂作業による生態系への影響。
- ◆ ディーゼルを燃料とする発電施設での騒音と大気汚染。
- ◆ 石油系その他の、非分解性物質による湾の汚染。
- ◆ 海に捨てられるプラスチック製品の急増と、それらが動物相に与える影響。
- ◆ 一部の固有植物や動物の絶滅。
- ◆ 輸出されるイセエビやナマコの採集と、生態系への影響。
- ◆ 有機物を含むゴミの堆積により増殖したネズミ。
- ◆ 沿岸部(港付近)のマングローブ林の減少。
- ◆ 建設資材となる木材(マタサルノ、マンサニージョなど)の盗伐。

(2) 社会環境への影響

- ◆ 港に出現しているボロ屋やあばら家。
- ◆ 適切な汚水処理施設(セプティック・タンク)の不備。
- ◆ 海岸に隣接して構造物が建設されるために起こる景観美の損失。
- ◆ 盗難、麻薬販売犯罪の増加。
- ◆ 消費活動の増大(大陸から取り入れる缶詰製品の増大)。
- ◆ 都市部および農村部での土地の買占め。
- ◆ 大陸への食糧依存度の増大。
- ◆ 初期の殖民が持っていた相互扶助、団結心などの道徳観の崩壊と、自己中心的な価値 観の蔓延。
- ◆ アルコール飲料や麻薬の使用、売春(特に男性の売春)。
- ◆ 雇用機会に対する過度な期待感による移住者の増加。
- ◆ 化石燃料を使用する車輌や船舶の増加と廃油などの適切な処理の不備。

2-3-3、住民の生計の構造

今回の現地調査では、ガラパゴス住民の生計に係わる定量的なデータについては、入手できなかった。唯一の指標となるのは、表 2-9 で示した「貧困指数」であるが、エクアドルの全国平均に比べて、ガラパゴス州の貧困指数は低い。これは、ガラパゴス住民の暮し振りが全国に比べて良いことを示している。それ以外の生計(収入)に関するデータとしては、公務員の給与と、サン・クリストバルの漁師の収入に関する情報がある。

ガラパゴスで「公務員の給与」に関しては、物価が高いことが考慮され、特別法により公務員給与は本土の平均給与に 75%の手当て(上乗せ)が付くとの事である。極端な例になるが、病院での聞取りでは医師の給与は本土が月 150~170 ドルであるのに対し、ガラパゴス州では 500 ドル位置えるとのことである。

サン・クリストバルの漁師への聞取りでは、ナマコの操業時期(年のうち2ヶ月間)は、イサベラ島まで約15日の日程(移動8日間、操業7日間)で採集に行くとの事であるが、月に500ドルくらいの売上から月100~150ドルの売上があるとの事である。

2-4 ガラパゴス住民の環境保全に対する意識

ガラパゴス居住者の、天然資源の保全に関する意識については、フンダシオン・ナチュラ(民間の自然基金)が1997年、1998年、1999年と実施している。この項では、同基金による調査結果や自治体による調査結果を報告する。

2-4-1 フンダシオン・ナチュラによる意識調査

(1) 調査の概要

同基金の意識調査の概要は、次表の通りとなっている。

表 2-14、意識調査に関するデータ

	1997年	1998年	1999 年
調査総数(注1)	377	427	582
各島における、調	イサベラ:102	109	160
査数の配分	サン・クリストバル:147	158	209
	サンタ・クルス:128	160	213
標準エラー	± 5, 2%	± 4,8%	± 1,8%
調査実施日	7月14日~8月15日 (1997年)	10月5~24日 (1998年)	9月10~18日 (1999年)

出典: Informe Galapagos(ガラパゴス年次報告書)1999~2000, Fundacion Natura, Quito, Eduador、2000年9月.

注1:各地域における人口の違いを調査結果に適正に反映させる為、次の係数を使いウエイト(比重)の 調整を行った。<u>イサベラ:0.90、サン・クリストバル:2.57、サンタ・クルス:4.00</u>。

(2)環境保全に関する優先順位

環境保全に対する住民の意識調査として、保全に係わる 5 項目を提示し、最も重要なものを選ぶよう質問した。結果は次表の通りである。

表 2-15、次の 5 項目のうち、何が保全に一番重要ですか?

項	目	選択した人の割合
移住者の数をコントロ	ールする。	33.2%
外来種をコントロール	する。	24.2%
天然資源の利用を規制	する	18.9%
植物の保護		14.0%
動物の保護		9.2%
上記5項目全て		0.4%
	<u></u>	計 99.9%

出典: Informe Galapagos(ガラパゴス年次報告書)1999~2000, Fundacion Natura, Quito, Eduador、2000年9月.

(3)環境保護のための規制に関する理解

ガラパゴスの環境保全の為に、ガラパゴス特別法の発布を始め、様々な規制が実施され始めているが、これらの規制に対する住民の意識を示すものとして、「環境規制に関する是認の指標」をフンダシオン・ナチュラは調査した。1997 年から 1999 年までの結果は次表の通りとなっている。

表 2-16、環境規制に対する是認の指標(1997~1999)

規制の項目(以下の規制を是認しますか?)	1997	1998	1999
鮫(フカヒレ)の捕獲禁止	70,6	77,6	70,5
禁漁時期の設定	70、1	76,7	79,6
海岸よりの砂の採取禁止	79, 1	90,4	90,4
在来樹木の伐採禁止	64,9	77,6	78、5
検疫の実施	69,9	77、3	74、2
(あなたの)家族に対する移住(移動)規制	27,4	32,7	37,5
観光客数の制限	48,9	42,4	32,6
ナマコの採集(捕獲)の禁止	60,4	62,8	37、3
指標合計(単純平均)	61,4	67,2	63,8
指標合計(ナマコ採集禁止の結果を除く)	61,6	67,8	67,6

出典: Informe Galapagos(ガラパゴス年次報告書)1999~2000, Fundacion Natura, Quito, Eduador、2000年9月.

注1:各指標は、基本的には是認するパーセントであるが、調査を行った3島の人口で修正してある。

注2:調査の結果には、地域的な特徴が存在する。例えば、イサベラ島では漁業に関する規制に否定的な 回答が多い。

(4) ガラパゴス特別法への住民の意識

行政側からの環境保全への取組みとしての最近の大きな動きは、ガラパゴス特別法19の発布であり、人口増加抑制や、海洋保護区の保全が支柱とされている。特別法に対する住民の意識と評価は、以下の通りとなっている。

表 2-17、ガラパゴス特別法に対する、住民の意識(評価)のレベル (次の意見に、合意しますか?)

見解(意見)	MD	ED	NAD	DA	MA	NS/NR
特別法は、環境保全に有効である。	1,5	4,3	10,1	68、5	14,1	1,5
特別法は住民に(間接的に)害を及ぼして	3,4	45、3	21,2	24、0	4,9	1,3
いる。						
政府は住民よりも動物を重要視している。	2,9	16,6	24、2	40、8	14,2	1,2
保全の為の場所が多いにも係わらず、住民	1,8	23、1	14,2	48、1	12,5	0,3
のための場所はない。		Ī	Ī	l ī		l i
	合意し	ない	-	合意	 する	無回答

出典: Informe Galapagos (ガラパゴス年次報告書) 1999~2000, Fundacion Natura, WWF, チャールズ・ダーウィン基金, Quito, Eduador、2000年9月.

注1:各指標は、基本的には是認するパーセントであるが、調査を行った3島の人口で修正してある。

注2:回答の分類については、以下の通りとなっている。

- ◆ MD:まるっきり合意しない。(Muy en Desacuerdo)
- ◆ ED:合意しない。(En Desacuerdo)
- ◆ NAD: 合意はしないが、不合意でもない。(Ni de Acuerdo Ni en Desacuerdo)
- ♦ DA:合意する。(De Acuerdo)
- ◆ MA:まったく、その通りだと思う。(Muy de Acuerdo)
- ◆ NS/NR:解らない。無回答。(No Sabe / No Responde)

^{19 1998}年3月18日より発効。(官報278号)

2-4-2 地域住民とリサイクル(サンタ・クルス町の事例)

サンタ・クルス郡の役場では、1996 年から、リサイクル事業20を始め、ガラス、プラスチック、ダンボール紙などを分別収集している。このうちガラスは粉砕し建設資材として再利用し、他の資源は基本的にグアヤキルに運ぶ。リサイクルの回収は月曜日と土曜日に4トントラックで行われ、リサイクル集積場(キロメトロ4)に運ばれている。市民のリサイクルに関する意識調査がサンタ・クルス郡役場により行われたが、結果は市民の「70%」がリサイクルに関心があるとのことである。現在、リサイクルに参加しているのは、商店主を含めた300人(事業)である。この他、家庭の庭等から出る木や草の切りかすは、マレサ(キロメトロ1)に集められ、コンポスト化されている。但し、この集積地は、公表するとゴミの不法投棄場所になるとの配慮から、関係者のみが所在地を知っているとの事である。

地域住民による自発的な環境保全の取組みとして、プエルト・アヨラの元漁師(Alberto Granja 氏)が 2000 年の 6 月より始めた、船舶や車輌の廃油の回収と再利用のパイロット・プロジェクト²¹がある。回収費用は、廃油をグアヤキルまで運ぶための 1 ガロン 60 セントを実費として集めている。サンタ・クルス郡の衛生環境課の説明では、このパイロット・プロジェクトに船舶(観光船・漁船)主の 70%と、自動車(車輌)所有者の 50%が参加しているとのことである。但し、このプロジェクトに協力していないものは、廃油を郡の廃棄物処理場(キロメトロ 27) などにいまだに不法投棄しているとのことである。

2-4-3 その他の環境保全への取組みと、住民の意識

地域住民の環境保全活動への参加を促進するため、地方自治体は、住民による自発的な取組みの他に、条例や規則の整備で取組もうとしている。例えば、サンタ・クルス郡では、現在、地方自治体の廃棄物回収は分別回収されていないが、郡役場では、「有機物と無機物の分別回収の条例(Ordenanza)」制定の準備をすすめている。同時に観光船や観光業者、漁民を対象としたリサイクルに関する条例策定も計画している。これらの条例や規則により、罰金や刑罰と言う形での動機付け(インセンティブ)を課すことを目的としている。また、同役場での面談では、環境保全への地域住民の取組みを促進するため、自治体による環境教育のプログラムの必要性を強調していた。

2-5 行政の体制と開発計画

ガラパゴス州の行政の枠組みは、(1)中央政府によるものと、(2)地方自治体によるものに 大別される。また、環境管理に関しては、官民の協調体制が基調となっており、様々な委 員会(協議会)が構成されている。これらの組織を中央(政府)からコミュニティーのレ

٠

²⁰ Reciclaje "Fabricio Valverde"

²¹ Projecto Pilot de Reciclaje de Aceite (廃油リサイクルのパイロット・プロジェクト)

ベルまでのレベルでまとめたものが、図2-3である。

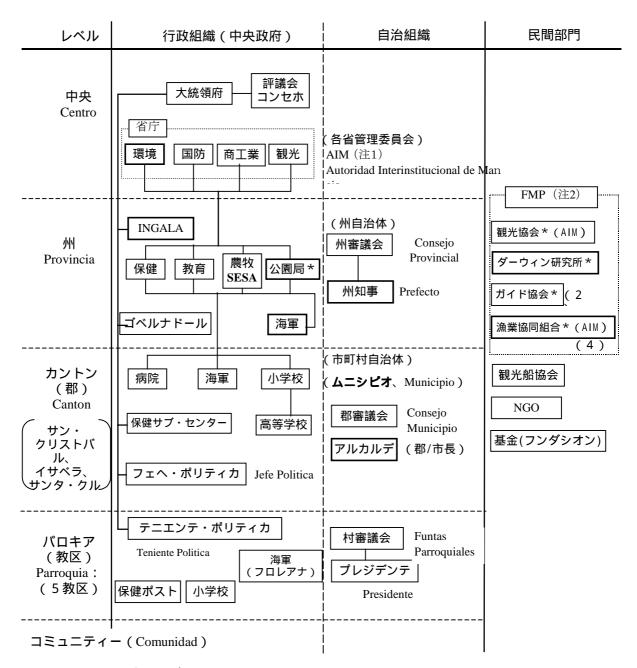


図 2-3、ガラパゴス州における、行政組織、自治組織、民間部門の枠組み

注1:組織間管理委員会(AIM: la Autoridad Interinstitucional de Manejo)は、ガラパゴス特別法第4章(ガラパゴス州の保護地域)、第1節(海洋保護区)、13条に規定されており、海洋保護区の政策、計画、監視、資金の分配、漁業に関する規制、調査研究などを実施する。この委員会の構成員は、(1)環境大臣(代理人)(2)国防大臣(海軍)(3)商工業・漁業大臣、(4)

観光大臣、(5)ガラパゴス州観光協会、(6)伝統漁業セクターと、(7)州保全・科学・教育セクター(CEDENMA)、(8)国立公園管理局で構成されている。

注 2:参加型管理委員会(FMP: la Funta de Manejo Participativo)は、海洋保護区管理計画、6.3節で規定されており、(1)ガラパゴス伝統漁業組合、(2)州観光協会、(3)ダーウィン研究所、(4)国立公園管理局で構成されている。また、管理計画には規定されていないが、(5)観光ガイド協会も正式なメンバーとなっている。

以下、より詳細な組織、体制について解説する。

2-5-1 中央政府

中央政府の人的組織は、上は大統領を頂点とし、下はパロキア(教区)のテニエンテ・ポリティカまでを含む政治機構である。また行政サービスとしては、上は各省庁の中央組織が行うものから、下は学校や病院などの地域でのサービスを含んでいる。また、人事として、ガラパゴスにおける州開発庁(INGALA)代表やゴベルナドール(州長)などは、大統領府より任命されている。

省庁のガラパゴス州事務所については、州都のサン・クリストバル (プエルト・バケリソ・モレノ町)に保健省、教育省、国防省(4島すべてに海軍基地を持つ)の事務所がある。またサンタ・クルス (プエルト・アヨラ町)に農牧省、環境省(国立公園管理局)がある。ただし、これ以外の省庁の州事務所は、ガラパゴスには存在しない。

INGALA

居住権はガラパゴス特別法により明確に規定されているが²²、移民の管理は INGALA の居住権に関する審査とコントロール委員会が所管している。INGALA の同委員会は、住民の洗い直しを行い、永久住民証明書²³を発行するが、現在もこの作業を続けている。最近では、8月17日に、サン・クリストバル島で 404 枚の永久住民証明書を発行した。今後も、サンタ・クルス島・イサベラ島・フロレアナ島を始め、グアヤキルやキトでも、同様の手続きがなされる予定である。

2-5-2 地方自治体

(1)自治体制

ガラパゴスにおける自治体制は、段階的に(1)州レベル、(2)市町村/郡(カントン)レベル、(3)教区/集落(パロキア)レベルに分けられる。大まかな枠組みについては、図 2-3 の通りであるが、これらの首長や審議委員(会)は、住民の公選により選出される。

²² ガラパゴス特別法、第 II 編、第 24 条から第 31 条に規定されている。

 $^{^{23}}$ この証明書は、5年ごとに更新され、永久住民は緑色、一時的居住者は黄色となっている。ただし、この永久住民(特別法発効時点で5年以上継続して居住している者)の洗い直しには、住民からの虚偽の申請もあるようである。

まず、州レベルでは州知事(プレフェクト)と州審議会(委員)が住民により公選される。次に、ガラパゴスの3つのカントン(郡:サンタ・クルス、サン・クリストバル、イサベラ)では、町長(アルカルデ)と審議会(コンセホ・ムニシピオ)が、パロキア(教区)では村長(プレジデンテ)と村委員会(フンタス・パロキアス)が住民より公選され、住民への社会サービスを行うことになる。現在エクアドル国では近代化法(Ley de Modernasacion)により地方分権化が進められており、これらの自治体の重要性が増している。また、自治の一環として、州では州法を、郡では条例を策定できる。

(2) 各自治体の状況

ガラパゴス州政府

州政府の中枢は、公選される5名の審議委員(コンセホ)が州審議会24を構成し、立法権 を持ち、やはり公選される州知事(プレフェクト1名)が行政権を持っている。

予算は「15%の法²⁵」などの国庫と、入島税の 10%を収入²⁶として調達し²⁷、2001 年の年間予算は、約 180 万ドルである。州政府には 5 部署あるが、プロジェクトを実施するのは、主に公共事業部²⁸とコミュニティー開発部²⁹である。

州政府は、州政府法30を拠りどころとし、1・2 級道路の改修や灌漑、農牧セクターのプロジェクトも行っている。

市町村自治体(ムニシピオ)

ガラパゴスには、3 つの市町村自治体(ムニシピオ、もしくは郡)が存在するが、市町村自治体は行政法31を拠りどころとしている。また、予算はガラパゴス特別法第 18 条による入島税の 20%や、「15%の法」により国庫から調達している。自治体の大きな役目として、飲料水の供給や廃棄物処理があり、これらの実施には条例(Ordenansas)が規範となる。サンタ・クルス自治体を例に取ると、条例や規則は条例・規則編纂集(Compilacion de Ordenanzas y Reglamentos)としてまとめられており、以下の条例や規則が制定されている。

- ◆ 税に関する条例
- ◆ 税額に関する条例
- ◆ 住環境整備に関する特別貢献の条例

²⁵ Ley del 15% FODESEC, FODEPRO

²⁴ Consejo Provincial

²⁶ ガラパゴス特別法 18 条による

 $^{^{27}}$ 国庫より約72万ドル(予算全体の40%)、入島税より約62万ドル(35%)となっている。このうち、INGALA や地方自治体に割当てられた入島税よりの資金は、同法第19条の規定により、(1)教育・保健・衛生環境プロジェクト、(2)環境、(3)観光サービスの提供を目的として利用されることになる。

²⁸ インフラ建設、環境衛生(市町村自治体と協調)などを実施している。

²⁹ 観光開発、生態系の保護、農牧と水産業の開発、文化教育の強化、などを行う。

³⁰ Ley del Consejo Provincial

³¹ Ley del Regimen Municipio

- ◆ 町の行政に関する条例
- ◆ 各種規則

2-5-3 主な社会サービス

(1) 教育

教育システム

エクアドル国では、現在教育課程の改革を実施しているが、初等教育と中等教育の課程 は、次表のようにまとめる事が出来る。

表 2-18、教育課程の改革による、教育システムの変化

通しの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
教育改革 - 前	幼	小学	!校	(プリ	ノマリ	ア6	年)	中・	高等:	学校32	(コレ	ヒヨ	6年)
教育改革 - 後	幼	小・	中学	校(丿	バシカ	/プ	リマリ	ノア 9	年)		バチ	リアト	- 33

出典:教育省、環境教育課での聞取りによる。

ガラパゴスには、小学校はパロキア・レベルまで、中・高等学校は郡都にあるが、児童 生徒数は、表 2-11 の通りとなっている。

表 2-19、ガラパゴスにおける学校生徒数(郡別、2000~2001年学校年度)

郡名	公立	幼	〕 稚	園	力	\ 学 和	交	中	・高等	学校
	私立	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
サン・クリストバル	公立	93	80	173	358	339	697	256	266	522
幼稚園・小学校:	私立	16	14	30	38	29	67			
公立 6 校	合計	109	94	203	396	368	764	256	266	522
私立1校										
中高等学校:5校										
<u>サンタ・クルス</u>	公立	71	73	144	483	457	940	443	427	870
幼稚園・小学校:	私立	25	22	47	87	82	169			
公立6校	合計	96	95	191	570	539	1,109	443	427	870
私立2校										
中高等学校:4校										
イサベラ	公立	28	33	61	120	97	217	73	47	120
幼・小学校:3校	私立			·	·					
中高等学校:1校	合計	28	33	61	120	97	217	73	47	120
	総計	233	222	455	1,086	1,004	2,090	772	740	1,512

出典:州教育事務所の資料よりコンサルタント修正・作成

教育省には、環境教育を実施している環境教育課34があるが、ガラパゴスでの環境教育活

³² 中・高等学校は、「コレヒヨ」の他に、「セクンダリア」や「メディア」などとも呼ばれる。

³³ 高校(3年)は、「バチリアト」の他に、「セクンダリア」や「メディア」などとも呼ばれる。

³⁴ La Division de Educacion Ambiental y Vial

動は活発でない。省庁による環境教育は、環境省の「教育とコミュニケーション部³⁵」でも 実施されているが、ガラパゴスの場合国立公園管理局が実施している。

公的な環境教育とは別に、ダーウィン研究所や民間の基金も環境教育を実施しており、活動は活発である。特にダーウィン研究所は、3島に環境教育センターを持ち、このうちサン・クリストバルとイサベラのセンターでは、米国平和部隊2名が活動を行っている。

(2) 保健衛生

保健省の州事務所はサン・クリストバルにあり、州全体の保健サービスを所管している。 州における医療施設の概要は、次表の通りとなっている。

表 2-20、ガラパゴスの医療施設

カントン(郡)	教区(パロキア)	医療施設タイプ	主な人員と施設	主な患者・備考
サン・クリスト	プエルト・バケ	病院(保健センター)	医師	食中毒
バル	リソ・モレノ		入院施設あり	呼吸器疾患
	フロレアナ	保健ポスト	看護婦1名のみ	アメーバ赤痢
サンタ・クルス	プエルト・アヨ	病院(保健センター)	医師1名	病原性大腸菌
	ラ		インターン 2 名	
			病床 15	
				55 to 101 to 101
イサベラ	プエルト	保健サブ・センター	医師2名(内歯科	問診料金は一回
	・ビジャミル		医師1名)	50 セント(イサ
			薬剤師1名	ベラ)
			入院施設なし	
			(外来のみ)	

これらの医療施設での面談では、基本的な問題点として、まず、インフラの不備に加え、 サービス提供を実施するための機材、検査室、薬品が不備であることが報告された。また、 緊急事態の場合の本土 (グアヤキル等) への移送に困難があることが報告されている。

(3) 土地制度

本土で土地の所有権(土地台帳)を認可するのは、農牧省の INDA であるが、ガラパゴスでは、新たな都市部・農村部の土地への入植はないことから、INDA は活動していない。土地の譲渡はすべて民間部門により行われている。

(4) その他、生活一般のサービス

◆ 電気

_

電気は、民間の会社エレク・ガラパゴス (Elecgalapagos) により発電と配電がなされている。発電はディーゼルによるが、ディーゼル油の輸送は民間会社ではなく海軍により行

 $^{^{\}rm 35}\,$ Min. de Ambiente, Direccion de Educacion y Comunicacion

われている。

◆ 燃料

ガラパゴスにおける燃料は、ペトロ・コメルシアル(Petro Comercial:公社)が一元的に燃料を供給しており、ガソリンの値段は本土とほぼ同じ1ガロン約1ドルとなっている。本土からの輸送費を考えると、値段は安く抑えられているが、これは政府からの補助金に依るところが大きい。

◆ マスコミ(テレビ・ラジオ)

各島には、マスコミ媒体として、民間のテレビ局とラジオ局がある³⁶。テレビ番組は、エクアドル本土の局の物でなく、コロンビアやペルー、ヴェネズエラからのものが大半を占めているとのことである。また、これらのメディアを使い、ダーウィン研究所では、環境教育番組などを流している。

◆ 諸島間の海上交通機関

諸島間の庶民の交通機関としては、以前は INGALA により、定期船が運行されていた。 その当時 2 隻あった定期船のうち、現在、1隻は沈没し、他の1隻も故障中とのことで、 島々は公的な海上輸送の面では分断されている。ガラパゴス諸島内では、民間の定期便(船) が諸島間を結んでいるが、週に一便とかの運航である。

◆ 本土とガラパゴス諸島との交通

本土(グアヤキル、キト)とガラパゴス諸島を結ぶ空路は、タメ(TAME ³⁷)が独占しており、バルトラ(サン・クリストバル)へ毎日2便と、サン・クリストバル島へ週3便(水・土・日)就航している。

2-5-4 開発計画

都市開発

開発計画については、州政府やプエルト・アヨラ町(サンタ・クルス郡)などで、制定されている。サンタ・クルス町では、都市部整備計画38がクエンカ大学の協力の元、1996 年に作成されているが、現在、改訂を検討している。

³⁶ 例えば、プエルト・アヨラ町の場合、テレビ局 1 局と、ラジオ局 2 局がある。但し、島のうちフロレアナ (定住人口 90 名)は、テレビ、ラジオ局とも無い。

³⁷ Linea Aerea del Eduador (TAME)

³⁸ Plan de Ordenamiento Urbano de Puerto ayora